

別表（第3条、第6条、第8条関係）

種目	品目	障害者等区分	対象者	性能	耐用年数	基準額 (円)
介護・訓練支援用具	特殊寝台	身体障害者 難病患者等	下肢又は体幹の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号。以下「省令」という。）別表第5号に規定する2級以上に該当する者	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000
	特殊マット	身体障害者 身体障害児 知的障害者 難病患者等	下肢若しくは体幹の機能障害の程度が省令別表第5号に規定する2級以上に該当する者又は療育手帳に定める障害の程度がA2以上に該当する者であって、原則として3歳以上のもの（常時介護を要する者に限る。）	褥（じょく）瘡（そう）の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗の防止の機能を有するもの	5年	19,600
	特殊尿器	身体障害者 身体障害児 難病患者等	下肢又は体幹の機能障害の程度が省令別表第5号に規	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等	5年	67,000

		<p>定する1級に該当する者であって、原則として学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する学齢児童（以下「学齢児童」という。）以上のもの（常時介護を要する者に限る。）</p>	<p>又は介護者が容易に使用し得るもの</p>		
入浴担架	<p>身体障害者 身体障害児</p>	<p>下肢又は体幹の機能障害の程度が省令別表第5号に規定する2級以上に該当する者であって、原則として3歳以上のもの（入浴に当たって家族その他他人の介助を要する者に限る。）</p>	<p>障害者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの</p>	5年	82,400
体位変換器	<p>身体障害者 身体障害児 難病患者等</p>	<p>下肢又は体幹の機能障害の程度が省令別表第5号に規定する2級以上に該当する者であって、原則として学齢児童以上のもの（下着の交換等に当たって家族その他他</p>	<p>介助者が障害者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの</p>	5年	15,000

			人の介助を要する者に限る。)			
	移動用リフト	身体障害者 身体障害児 難病患者等	下肢又は体幹の機能障害の程度が省令別表第5号に規定する2級以上に該当する者であつて、原則として3歳以上のもの	介護者が障害者等を移動させるにあつて、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年	159,000
	訓練椅子	身体障害児	下肢又は体幹の機能障害の程度が省令別表第5号に規定する2級以上に該当する者であつて、原則として3歳以上のもの	原則として付属のテーブルを付ける。	5年	33,100
	訓練用ベッド	身体障害児 難病患者等	下肢又は体幹の機能障害の程度が省令別表第5号に規定する2級以上に該当する者であつて、原則として学齢児童以上のもの	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたものの	8年	159,200
自立生活支援用具	入浴補助用具	身体障害者 身体障害児 難病患者等	下肢又は体幹の機能障害を有する者であつて、入浴に介助を必要とする原	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障	8年	90,000

			<p>則として3歳以上のもの</p>	<p>害者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。</p>		
便器	<p>身体障害者 身体障害児 難病患者等</p>	<p>下肢又は体幹の機能障害の程度が省令別表第5号に規定する2級以上に該当する者であつて、原則として学齢児童以上のもの</p>	<p>手すりをつけることができる。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。</p>	8年	9,850	
頭部保護帽	<p>身体障害者 身体障害児 知的障害者 精神障害者</p>	<p>平衡機能又は下肢若しくは体幹の機能の障害を有する者であつて、脳性麻痺、失調症等により立位又は歩行が不安定でよく転倒するもの及び療育手帳に定める障害の程度がA2以上又は精神障害者保健福祉手帳に定める障害等級が1級に該当する者であつて、てんかんの発作</p>	<p>容易に使用し得るもの</p>	3年	15,656	

		等により頻繁に転倒するもの			
T字状・棒状のつえ	身体障害者 身体障害児	平衡機能又は下肢若しくは体幹の機能の障害を有する者であって、歩行が不安定なもの	容易に使用し得るもの	木材	2,266
				軽金属	3,090
移動・移乗支援用具	身体障害者 身体障害児 難病患者等	平衡機能の障害を有し、下肢又は体幹の機能障害の程度が省令別表第5号に規定する2級以上に該当する者であって、原則として3歳以上のもの（家庭内の移動等において介助を必要とする者に限る。）	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差	8年	60,000

			<p>解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。</p>		
特殊便器	<p>身体障害者 身体障害児 知的障害者 難病患者等</p>	<p>上肢の障害の程度が省令別表第5号に規定する2級以上に該当する者又は療育手帳に定める障害の程度がA2以上に該当する者であって、学齢児童以上のもの（訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者に限る。）</p>	<p>足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。</p>	8年	151,200
火災警報機	<p>身体障害者 身体障害児 知的障害者 精神障害者</p>	<p>省令別表第5号に規定する障害の等級が2級以上に該当する者、療育手帳に定める障害の程度がA2以上に該当する者又は精神障害者保健福祉手帳に定める障害等</p>	<p>室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの</p>	8年	15,500

		級が1級に該当する者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。）			
自動消火器	身体障害者 身体障害児 知的障害者 精神障害者 難病患者等	障害の程度が省令別表第5号に規定する2級以上に該当する者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。）	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	28,700
電磁調理器	身体障害者 知的障害者	視覚障害の程度が省令別表第5号に規定する2級以上に該当する者（盲人のみの世帯及びこ	容易に使用し得るもの	6年	41,000

			れに準ずる世帯に属する者に限る。)又は療育手帳に定める障害の程度がA2以上に該当する者であって、原則として18歳以上のもの			
	歩行時間延長信号機用小型送信機	身体障害者 身体障害児	視覚障害の程度が省令別表第5号に規定する2級以上に該当する者であって、原則として学齢児童以上のもの	容易に使用し得るもの	10年	7,000
	聴覚障害者用屋内信号装置	身体障害者	聴覚障害の程度が省令別表第5号に規定する2級に該当する者(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯でこの装置の使用が日常生活上必要と認められる世帯に属する者に限る。)	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年	88,900
在宅療養等支援用具	透析液加温器	身体障害者 身体障害児	じん臓機能障害の程度が省令別表第5号に規定する3級以上に該当する	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	51,500

			者であって、原則として3歳以上のもの（自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者に限る。）			
ネブライザー（吸入器）	身体障害者 身体障害児 難病患者等	呼吸器機能障害の程度が省令別表第5号に規定する3級以上に該当する者又は同程度の障害者等であって、この器具の使用が必要と認められる原則として学齢児童以上のもの	容易に使用し得るもの	5年	36,000 (電気式たん吸引器との両用器にあっては、 72,450)	
電気式たん吸引器	身体障害者 身体障害児 難病患者等	呼吸器機能障害の程度が省令別表第5号に規定する4級以上に該当する者又は同程度の障害者等であって、この器具の使用が必要と認められる原則として学齢児童以上のもの	容易に使用し得るもの	5年	56,400 (ネブライザー（吸入器）との両用器にあっては、 72,450)	
パルスオキシメーター（動脈血中	難病患者等	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングするこ	5年	157,500	

	酸素飽和度測定器)			とが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの		
	酸素ボンベ運搬車	身体障害者	医療保険における在宅酸素療法を行う者	容易に使用し得るもの	10年	17,000
	盲人用体温計（音声式）	身体障害者 身体障害児	視覚障害の程度が省令別表第5号に規定する2級以上に該当する者であって、原則として学齢児童以上のもの（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。）	容易に操作できるもの	5年	9,000
	盲人用体重計	身体障害者	視覚障害の程度が省令別表第5号に規定する2級以上に該当する者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。）	容易に操作できるもの	5年	18,000
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	身体障害者 身体障害児	音声機能若しくは言語機能の障害を有する者又は肢体不自由児若しくは	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障	5年	98,800

		<p>肢体不自由者であ って、原則として学 齢児童以上のもの (発声及び発語に 著しい障害を有す る者に限る。)</p>	<p>害者等が容易 に使用し得る もの</p>		
情報・通信支 援用具	身体障害者	<p>上肢機能の障害又 は視覚障害の程度 が省令別表第5号 に規定する2級以 上に該当する者</p>	<p>パーソナルコ ンピュータ周 辺機器及びア プリケーショ ンソフト等</p>	5年	100,000
点字ディス プレイ	身体障害者	<p>視覚障害及び聴覚 障害の重度重複障 害者(原則として視 覚障害の程度が省 令別表第5号に規 定する2級以上に 該当し、かつ、聴覚 障害の程度が同表 に定める2級に該 当する者に限る。) であって、必要と認 められるもの</p>	<p>文字等のコン ピュータの画 面情報を点字 等により示す ことのできる もの</p>	6年	383,500
点字器	身体障害者 身体障害児	<p>視覚障害を有する 者であって、必要の あるもの</p>	<p>容易に操作で きるもの</p>	標準 型	10,400
				7年 携帯 用	7,200
				5年	

点字タイプ ライター	身体障害者 身体障害児	視覚障害の程度が 省令別表第5号に 規定する2級以上 に該当する者（本人 が就労し、若しくは 就学し、又は就労が 見込まれる者に限 る。）	容易に操作で きるもの	5年	63,100
視覚障害者 用ポータブル レコーダー	身体障害者 身体障害児	視覚障害の程度が 省令別表第5号に 規定する2級以上 に該当する者であ って、原則として学 齢児童以上のもの	音声等により 操作ボタンを 知覚すること ができ、又は認 識することが でき、かつ、D A I S Y方式 による録音及 び当該方式に より記録され た図書の再生 が可能なもの	6年	85,000
視覚障害者 用活字文書 読上装置	身体障害者 身体障害児	視覚障害の程度が 省令別表第5号に 規定する2級以上 に該当する者であ って、原則として学 齢児童以上のもの	文字情報と同 一紙面上に記 載された当該 文字情報を暗 号化した情報 を読み取り、音 声信号に変換 して出力する 機能を有する	6年	115,000

				もの		
視覚障害者 用拡大読書 器	身体障害者 身体障害児	視覚障害を有する者であって、原則として学齢児童以上のもの（この装置により文字等を読むことが可能になる者に限る。）	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	8年	198,000	
暗所視支援 眼鏡	身体障害者 身体障害児	視覚障害を有する者（本人が就労し、若しくは就学し、又は就労が見込まれる者に限る。）であって、この装置により日常生活における行動範囲及び社会参加の機会が拡大するもの	画像入力装置を見たいものにかざすことで明るく拡大された画像等をモニターに映し出せるもの	8年	395,000	
盲人用時計	身体障害者	視覚障害の程度が省令別表第5号に規定する2級以上に該当する者	容易に操作できるもの	10年	13,300	
聴覚障害者 用通信装置	身体障害者 身体障害児	聴覚障害を有する者又は発生及び発語に著しい障害を有し、コミュニケーション、緊急連絡等	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信	5年	71,000	

		<p>の手段としてこの装置の使用が必要と認められる者であって、原則としての学齢児童以上のもの</p>	<p>が可能な機器であり、容易に使用できるもの</p>		
聴覚障害者 用情報受信 装置	身体障害者 身体障害児	<p>聴覚障害を有する者であって、この装置によりテレビの視聴が可能になるもの</p>	<p>字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、容易に使用し得るもの</p>	6年	88,900
人工喉頭	身体障害者 身体障害児	喉頭を摘出した者	容易に操作できるもの	笛式	5,150
				4年	
				電動式	72,203
				5年	
点字図書	身体障害者 身体障害児	主に情報の入手を点字によっている	点字により作成された図書	—	—

			視覚障害者又は視覚障害児			
排泄管理支援用具	ストーマ装具	身体障害者 身体障害児	人工肛門又は人工膀胱により腹壁から排便又は排尿をするため、排便又は排尿の袋を装着する必要がある者	容易に使用し得るもの	蓄便袋	8,858
					蓄尿袋	11,639
	紙おむつ	身体障害者 身体障害児 知的障害者 精神障害者	排泄に係る口語での意思表示が困難で常時おむつを必要とする3歳以上の者又は寝たきりで常時おむつを必要とする3歳以上の者（身体障害者及び身体障害児に限る。）	容易に使用し得るもの	—	12,360
収尿器		身体障害者 身体障害児	高度の排尿機能障害を有する者	容易に使用し得るもの	男性用	7,931
					女性用	8,755
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	身体障害者 身体障害児 難病患者等	下肢若しくは体幹の機能の障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	障害者等の移動等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改	—	200,000

		<p>(移動機能障害に限る。)を有する者であって、障害の程度が省令別表第5号に規定する3級以上に該当する学齢児童以上のもの。ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢の障害の程度が省令別表第5号に規定する2級以上に該当する者に限る。</p>	修を伴うもの	
--	--	---	--------	--